



被災された方のための

生活支援情報

第 21 号 平成 24 年 5 月 30 日 仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214·8559 **FAX** 214·5130 〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

他市町村から仙台市へ避難されている 方も市民健診が受けられます

震災等によりお住まいの住宅が半壊以上の認定を受けるなどの一定の被害に遭い、住民票を異動しないで仙台市へ避難されている方も、市民健診(基礎健診、がん検診など)が受けられます(職場や住民票所在地で受けられる方を除く)。

対象となる方の詳細や申し込み方法、健診の実施時期や内容についてはお問い合わせください。

◆受付期間=11月30日まで

問い合わせ 区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課 (☎は下欄)

市外に避難されている方の特定健康診 査・後期高齢者健診の実施について

仙台市の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者で、震災により市外に避難している方は、避難先の医療機関等でも「特定健診」・「後期高齢者健診」を受けることができます。

- ◆対象者=仙台市国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者のうち、東日本大震災により、住民票の 異動届を出さずに市外へ避難されている方で、①特定 健診は40歳~74歳の方、②後期高齢者健診は75歳以 上の方(年齢は平成25年3月31日時点の到達年齢)
- ◆受診期間=平成25年3月31日まで
- ◆検査内容=特定健診の基本項目に沿った血圧測定、 尿検査及び血液検査等
- ◆自己負担金は無料です
- ◆申し込み=電話で、健診を受診したい旨と、仙台市 及び避難先の住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号 をご連絡ください

申し込み・問い合わせ ①特定健診については保険年 金課☎214・8351、②後期高齢者健診については健康 増進課☎214・8198

■ 無料法律相談とこころの健康相談会

「法律相談」と「こころの相談」を一体的に行う無料相談会を実施します。弁護士や臨床心理士等のカウンセラーが相談に応じます。

震災等によってさまざまな悩みやストレスを抱えている方、また、不安や眠れないなど、心や体の不調で悩んでいる方、1人で悩まずに相談してみませんか。

- ◆日時=6月23日(土)、7月21日(土)、8月19日(日)、9月 15日(土)13:00~17:00
- ◆会場=仙台市民会館
- ◆定員=各日16人(6月23日のみ12人)[先着]
- ◆申し込み=相談は予約制です。事前に電話で仙台いのちの電話事務局☎718·4401(平日10:00~18:00)にお申し込みください
- ◆託児あり。ご希望の方は予約時にお申し出ください 間い合わせ 健康増進課☎214・8198

津波により発生・漂着したがれき等の 撤去を9月30日まで継続します

下記のがれき等の撤去を、9月30日まで継続します。 事業者が排出した廃棄物など回収できないものもあり ますので、ご希望の方はお問い合わせください。

◆撤去対象=①津波により漂着したがれき等、②津波 堆積物(土砂)、③津波の塩害で枯れたため伐採した 樹木、④津波により損壊した家屋から生じたがれき等 や家財(ただし、業者がリフォームする際に生じた廃 棄物は対象になりません)

問い合わせ 震災廃棄物対策室☎214・8680

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所青葉区役所宮城野区役所若林区役所☎225·7211代☎291·2111代若林区役所☎282·1111代

太白区役所 ☎247·1111代 录区役所 ☎372·3111代 ☎372·2111代 承保総合支所 ☎399·2111代

仙台市ホームページ http://www.city.sendai.jp/ 仙台市携帯電話用ホームページ http://www.city.sendai.jp/m/

水道料金・下水道使用料の減免申請を 受け付けます

仙台市内にお住まいの方は、世帯の生活状況等により、水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額が減免となる場合があります。

- ◆減免対象=次の①~③をすべてを満たす世帯。①世帯全員の市県民税が非課税である、②申請日現在、収入が少なく、著しく生活に困窮していると認められる、③他の世帯から経済的援助を受けていない
- ※生活保護世帯については別の取り扱いとなりますので、お問い合わせください

◆減免額(基本料金相当額)

1カ月分	□径13mm	□径20mm
水道料金	609円	1,312円
下水道使用料	738円	738円
合計	1,347円	2,050円

- ◆平成24年度の減免期間=平成24年7月から平成25年6月まで。ただし、申請の翌月から適用となります
- ◆受付場所
- ・市役所料金センター (市役所本庁舎1階)
- ・北料金センター (泉区役所東庁舎3階)
- ・南料金センター (水道局本庁舎 (太白区南大野田 29-1) 1階)
- ※宮城総合支所にも臨時窓口(受付日時は6月11日(月)~22日(金)の平日9:30~16:00)を設置します
- ◆提出書類=①減免申請書(上記受付場所で配布しているほか、水道局ホームページhttp://www.suidou.city.sendai.jp/からも取り出せます)、②世帯全員の平成24年度非課税証明書(18歳以下の被扶養者は不要)※世帯員以外の方が申請する場合には、「委任状」も必要です

問い合わせ 水道局南料金センター ☎304·0020

震災により損壊した家屋の解体・撤去 の受け付けは9月28日まで

震災により損壊した家屋等の解体・撤去の受け付けは、9月28日までとなります。希望される方は、お早めに申請してください。

◆撤去の対象=個人や中小企業者が所有する家屋等で、 り災証明書において「全壊」または「大規模半壊」と 判定された物件(個人が自ら居住する住宅は、「半壊」 と判定された物件を含む)

- ◆受付場所=市役所一番町仮庁舎(小田急仙台ビル) 5 階震災廃棄物対策室
- ◆必要書類等、詳しくはお問い合わせください 問い合わせ 損壊家屋等の解体・撤去専用ダイヤル ☎263・8590 (平日9:00~17:00)

リサイクルプラザをご利用ください

リサイクルプラザでは、家庭で不要になった家具や 衣類、本、おもちゃなどで、まだ使えるものを、ご希 望の方に提供しています。仙台市内にお住まいの方に 限り、衣類と本については1人につき各3点までお持 ち帰りいただけます(家具・家電製品等は希望者の中 から抽選)。どうぞ、お気軽にご利用ください。

■葛岡リサイクルプラザ

青葉区郷六字葛岡57-1☎277・8573



■今泉リサイクルプラザ

若林区今泉字上新田103☎289·6401



◆開館時間=9:00~16:30 (12月28日~1月4日及び 隣接する焼却工場の点検日 (年1回、不定期) は休館) 問い合わせ ごみ減量推進課☎214・8230

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局 生活再建支援室☎214·8559までご連絡ください。